

受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の
分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針

平成29年 6 月 23 日

日本公認会計士協会

項番号

I 本実務指針の適用範囲	
1. 適用範囲	1
主題情報	5
分別管理の法令等遵守に関する保証業務の対象期間	6
2. 背景	7
3. 定義	9
II 要求事項	
分別管理の法令等遵守に関する保証業務基準	10
二重責任の原則	11
調書	12
保証業務契約の締結の前提	13
保証業務契約の締結	14
不正への対応	15
保証業務計画の策定	16
保証業務リスク	20
分別管理の法令等遵守に関するリスクの識別と評価	21
十分かつ適切な証拠の入手	25
他者の作業の利用	28
重要性の判断	29
経営者確認書の入手	30
経営者確認書の信頼性に疑義がある場合	32
要請した事項の確認が得られない場合	35
保証報告書	36
後発事象	41
保証報告書の利用方法、配布及び利用制限	43
その他の記載内容	45

Ⅲ 適用指針	
適用範囲	A1
背景	A4
調書	A5
保証業務計画の策定	A6
保証業務リスク	A11
分別管理の法令等遵守に関するリスクの識別と評価	A16
十分かつ適切な証拠の入手	A17
他者の作業の利用	A19
重要性の判断	A20
経営者確認書の入手	A21
保証報告書	A22
後発事象	A23
保証報告書の利用方法、配布及び利用制限	A24
その他の記載内容	A25
Ⅳ 適用	
Ⅴ 付録	
付録1 分別管理の法令等遵守に関する保証報告書の文例	
付録2 経営者確認書の文例	

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、業務実施者である公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が、受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等（以下「直販会社」という。）における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載された分別管理の法令等遵守に関する経営者の主張（以下「経営者の主張」という。）を保証し、報告する保証業務（以下「分別管理の法令等遵守に関する保証業務」という。）に関する実務上の指針を提供するものである。（A1項及びA2項参照）
2. 直販会社のうち口座管理機関に該当する会社は、口座管理機関に関する命令（以下「命令」という。）第2条第1号の規定において、金融商品取引法（以下「法」という。）第43条の2第1項及び第2項に規定する方法に準ずる方法で分別管理を行い、分別管理の状況について、法第43条の2第3項の規定に準じて、定期的に公認会計士等の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けることが法令等で求められている。
一方、直販会社のうち口座管理機関に該当しない会社についても、法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号の規定に基づき、法第43条の2第2項に規定する方法に準ずる方法で分別管理を行うことが法令等で求められており、また、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項の規定に基づき、法第43条の2第3項の規定に準じて、定期的に分別管理監査を受けることが求められている。
本実務指針では直販会社のうち口座管理機関に該当する会社を前提として関連法令等を記載するが、直販会社のうち口座管理機関に該当しない会社が投資信託協会の規則に基づき受ける分別管理監査（以下「任意監査」という。）についても、適宜関連法令等を読み替えた上で、本実務指針の取扱いに従うものとする。
3. 本実務指針は、顧客資産の分別管理の内部統制の有効性に関する保証業務を取り扱うものではない。
4. 公認会計士等は、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に基づいて、本保証業務が適切に行われていることを合理的に確保するための方針及び手続を整備し、運用しなければならない。また、公認会計士等は、監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続を適用して、本保証業務を実施しなければならない。

主題情報

5. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務は、命令第2条第1号に基づき、法第43条の2第1項及び第2項に準じて、同項の規定及び関連法令・規則等（以下「法令等」という。）に従って分別管理していたかどうかを主題とし、その遵守状況についての経営者の主張を主題情報として取り扱うこととする。

分別管理の法令等遵守に関する保証業務の対象期間

6. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務は、一時点における経営者の主張に対して行う。

《2. 背景》

7. 直販会社における顧客資産の分別保管に関する定期的な外部チェックについては、第2項に記載のとおり、定期的に分別管理監査を受けることが法令等で求められている。分別管理監査は、投資信託協会の規則においても定められているが、今般、経営者報告書に関する規定の明確化などの見直しを行うこととなった。これに伴い、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）においても、直販会社における顧客資産の分別管理に関する取扱いについて、新たに本実務指針として取りまとめて公表することとした。
8. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務の目的は、経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているという合理的保証の結論を表明することにある。なお、公認会計士等は法律の専門家ではないため、本実務指針に基づいて公認会計士等が発行する保証報告書は、分別管理の法令等遵守につき法的な見地からの判断を提供するものではない。（A4項参照）

《3. 定義》

9. 本実務指針における用語の定義は、本実務指針において特に定める以下のものを除き、監査基準委員会報告書に定められているものに従う。
 - (1) 「主題」－直販会社が法令等に従って顧客資産の分別管理をしていたかどうか。
 - (2) 「主題情報」－主題の遵守状況についての経営者の主張をいう。
 - (3) 「経営者」－取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。
 - (4) 「業務実施者」－分別管理の法令等遵守に関する保証業務を実施する者をいい、法第43条の2第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人である。
 - (5) 「業務執行責任者」－分別管理の法令等遵守に関する保証業務契約の締結、その実施及び監査事務所を代表して発行する保証報告書に対する責任者をいう。
 - (6) 「保証業務チーム」－分別管理の法令等遵守に関する保証業務に従事する者をいい、監査事務所に属する者で、業務執行責任者及び専門職員等から構成される。保証業務チームには、監査事務所が業務を依頼する外部の専門家は含まれない。
 - (7) 「業務依頼者」－命令第2条第1号の規定に基づき、法第43条の2第3項の規定に準じて、業務実施者と契約を締結し、分別管理の法令等遵守に関する保証業務を依頼する直販会社をいう。

- (8) 「経営者報告書」－業務依頼者たる直販会社が、投資信託協会の受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条に基づいて作成する、主題情報を記述したものをいう。
- (9) 「保証対象日」－経営者報告書において経営者が主題情報の言明を行う一時点をいい、分別管理の法令等遵守に関する保証業務の対象日となる。
- (10) 「保証業務計画」－保証業務リスクを合理的に低い水準に抑えるために、分別管理の法令等遵守に関する保証業務の基本的な方針を策定し、詳細な保証業務計画を作成することをいう。
- (11) 「調書」－分別管理の法令等遵守に関する保証業務を実施した手続、入手した証拠及び業務の過程で識別した事項の記録をいう。
- (12) 「保証業務契約」－分別管理の法令等遵守に関する保証業務に当たり、業務依頼者と業務実施者で締結する契約をいう。
- (13) 「保証業務リスク」－経営者報告書に重要な虚偽表示が存在する場合に、公認会計士等が不適切な結論を報告するリスクをいう。分別管理の法令等遵守に関する保証業務における「保証業務リスク」は、「固有リスク」、「統制リスク」及び「発見リスク」の三つのリスク要素から成る。
- ① 「固有リスク」－関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、経営者報告書に、重要な虚偽表示が行われる可能性をいう。
- ② 「統制リスク」－経営者報告書で発生した重要な虚偽表示が、直販会社の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。
- ③ 「発見リスク」－保証業務リスクを許容可能な低い水準に抑えるために業務実施者が手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

ここでいう虚偽表示とは、法令等に従って顧客資産の分別管理をしていたかどうかに関する経営者の主張と、法令等に従い、主題を適切に測定又は評価した場合の差異をいい、具体的には、法令等非遵守が発生しているにもかかわらず、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張が表明されることをいう。虚偽表示は、意図的又は非意図的、定性的又は定量的になることがあり、省略も含まれる。

《Ⅱ 要求事項》

分別管理の法令等遵守に関する保証業務基準

10. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務に適用される保証業務基準については、以下の一般基準、実施基準及び報告基準に従う。

(1) 一般基準

- ・ 保証業務を実施しようとする公認会計士等は、保証対象に重要な影響を持つ事実、取引及び実務等を理解するのに適切な専門的能力と実務経験を有していなけ

ればならない。

- ・ 公認会計士等が保証業務を行う場合には、当協会の倫理規則に準拠しなければならない。
- ・ 公認会計士等が行う保証業務は、他の当事者が責任を持って作成し、報告する保証対象の信頼性について、一定の利用者のために、適用される規準に照らして評価し、一定水準の保証を付与する結論を報告できるものでなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証業務の契約に当たり、保証対象、適用される規準、実施できる手続及び入手できる証拠等を勘案して、保証業務の条件等について直販会社と合意しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証業務の実施に当たり、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
- ・ 公認会計士等は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して保証業務を実施しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証業務計画及びこれに基づき実施した保証業務の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、調書として保存しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証業務の実施に当たり、監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準じて、適切な品質管理を行わなければならない。
- ・ 公認会計士等は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

(2) 実施基準

- ・ 公認会計士等は、適切な計画に基づいて組織的に保証業務を実施しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証対象の信頼性についての自己の結論を形成するに足る基礎を得るために、十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証業務の実施に際して他の専門家を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その専門家によって実施された業務の内容を理解して、その業務の結果が証拠として十分かつ適切であるか否かを検討しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、経営者が経営者報告書の作成及び表示に関する責任を負っている旨の確認書を入手しなければならない。

(3) 報告基準

- ・ 公認会計士等は、保証業務に関する報告書において、経営者の責任、公認会計士等の責任及び経営者報告書が全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているかどうかについての結論を明瞭に記載しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、重要な保証手続を実施できなかったこと等により、自己の結論を形成するに足る基礎を得られないときは、結論を報告してはならない。

- ・ 公認会計士等は、保証業務に関する報告書において、除外事項を付した結論を報告する場合、否定的結論を報告する場合又は結論の報告をしない場合は、その旨及びその理由を明瞭に記載しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、保証業務に関する結論を報告する際には、その保証業務に係る重要な後発事象に留意しなければならない。
- ・ 公認会計士等は、結論の報告に先立ち、自らの結論が保証業務に適用される基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の報告に関する審査を受けなければならない。

二重責任の原則

11. 保証業務は、二重責任の原則を前提としている。例えば、財務諸表監査においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正な財務諸表を作成する一義的な責任は、経営者が有しており、監査人は、当該財務諸表の適正性について、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査業務を実施し意見を表明する責任を有している。当該二重責任の原則を分別管理の法令等遵守に関する保証業務に当てはめて考えると、監査業務における財務諸表に相当するものは、経営者報告書に記載された主題情報であるといえる。直販会社の経営者は、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用する責任を有し、顧客資産を分別して管理する責任を有しており、その旨は経営者報告書において主張される。公認会計士等は、経営者の主題情報が全ての重要な点において、法令等に準拠して記載されているかどうかについて、本実務指針に従って保証業務を実施する責任を有している。(A2項参照)

調書

12. 公認会計士等は、次の事項を満たす調書を適時に作成しなければならない。
- (1) 保証報告書を発行するための基礎を得たことを示す、十分かつ適切な記録を提供すること。
 - (2) 本実務指針に従って保証を実施したこと。
- 当該調書は、業務を実施した公認会計士等に帰属し、直販会社の記録の代用とすることはできない。(A5項参照)

保証業務契約の締結の前提

13. 保証業務契約を公認会計士等が締結する場合は、以下の条件が満たされなければならない。(A3項参照)
- ・ 直販会社の経営者が分別管理の内部統制の有効性及び分別管理の法令等遵守について責任のあることを認識・評価しており、その評価が実施されたことが確認できるよう十分に文書化されていること。

- ・ 分別管理の内部統制の有効な整備・運用状況及び分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書作成の基礎となる文書・資料が適切に整備・保存されていること。
- ・ 内部監査人による分別管理の法令等遵守に関する内部監査体制（法令等遵守のための内部統制の有効性評価を含む。）が整備されていること。内部監査人による分別管理の法令等遵守についての定期的評価は、分別管理の内部統制の構成要素であるモニタリングの重要な部分を担っている。したがって、内部監査人による分別管理の法令等遵守に関する内部監査が実施されていない場合には、当該保証業務実施の前提条件が整っているとはいえない。

また、契約締結後に以上の前提条件が一つでも満たされていないことが判明した場合、公認会計士等は、直販会社の経営者と当該条件を協議し、以下を判断しなければならない。

- ・ 当該項目を公認会計士等が納得するように解決できるか。
- ・ 業務を継続することが適切かどうか。
- ・ 当該項目を保証報告書に記載するかどうか。
- ・ 当該項目を保証報告書に記載する場合、どのように記載するか。

なお、直販会社が、保証業務契約の条項で、公認会計士等の作業の範囲に、公認会計士等が結論を報告しない結果になると考えるほどの制限を課した場合、公認会計士等は、保証業務の契約を締結してはならない。

保証業務契約の締結

14. 保証業務契約を公認会計士等が締結する場合は、直販会社と以下の条項を含めた契約書を作成しなければならない。
- ・ 第13項で示した業務受託の前提条件が満たされていることの文言
 - ・ 適用される分別管理の法令等を明確化する文言
 - ・ 公認会計士等の責任の範囲等を明確にする文言
 - ・ 保証報告書の配布及び利用制限
 - ・ 公認会計士等への協力事項
 - ・ 弁護士等の専門家を利用する必要がある場合には、その旨の文言

不正への対応

15. 本保証業務は、不正の発見をその直接の目的としているわけではないが、公認会計士等が不正を発見した場合は、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに保証報告書の結論への影響を検討しなければならない。

保証業務計画の策定

16. 公認会計士等は、保証業務を効果的かつ効率的に実施するために、保証業務計画を

策定しなければならない。保証業務計画を効果的かつ効率的に策定するためには、分別管理の法令等遵守に関する保証業務の経験や洞察力を十分に持った業務執行責任者及び保証業務チームの主要なメンバーがその策定に参画する必要がある。(A6項参照)

17. 顧客資産の分別管理は、直販会社が行う受益証券等の募集又は私募の取扱いその他の業務に伴う約定、受益証券等の受渡し及び現金の授受等、直販会社の財務諸表作成の基礎となる活動と密接な関係を持つ。そのため、公認会計士等は分別管理に係る勘定科目及びその他必要と考える勘定科目について、財務諸表の監査意見を表明するときと同程度の心証を得られるだけの十分な保証手続の実施を計画しなければならない。

18. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務における計画は、実施する手続の範囲において異なるものの、意義及び一般的な留意事項に関しては、財務諸表監査における監査計画と同じであり、公認会計士等は、分別管理の法令等遵守に関連する内部統制について理解しなければならない。

公認会計士等は、分別管理の法令等遵守に関連する内部統制を理解する際に、内部統制のデザインを評価し、これらが業務に適用されているかどうかについて、企業の担当者への質問とその他の手続を実施して評価しなければならない。

保証業務計画を策定する場合には、分別管理の法令等遵守に関する保証業務に特有と思われる以下の項目に関しても、留意しなければならない。

- ・ 分別管理の法令等及び経営者の主張の内容（直販会社の分別管理に係る業務内容、業務プロセス、情報技術への依存度及び情報システムの複雑性並びに経営者の主張に重要な影響を及ぼすと判断される取引・事象・慣行を含む。）
 - ・ 分別管理の内部統制の整備・運用規準
 - ・ 保証業務の実施過程と入手可能な証拠の源泉
 - ・ 重要性と保証業務リスクの予備的評価
 - ・ 補助者と専門家（専門家の業務を利用する場合）の要件
 - ・ 経営者による分別管理の法令等遵守の評価方法
 - ・ 事業拠点の状況（多数の店舗等が存在する場合）
 - ・ 内部監査機能
 - ・ 文書の整備状況
 - ・ 分別管理に関する内部統制の最近の整備状況
 - ・ 統制目標を達成するために設定された特定の内部統制項目の種類及び当該内部統制項目の内部統制全体に対する重要度
 - ・ 分別管理の内部統制の有効性に関する予備的評価
- (A7項からA10項参照)

19. 直販会社の内部統制は、情報システムに関連する内部統制に大きく依存する場合は

ある。したがって、保証業務の計画から取引処理過程の理解、情報システムに関連した業務処理統制や全般統制の保証手続、手続結果の評価等、保証業務の全般にわたり、保証業務を効果的かつ効率的に実施する観点から、システム検証の必要性を検討し、高度な分野等については、ITの専門家の関与を検討する必要がある。

保証業務リスク

20. 公認会計士等は、合理的な保証を得るため、保証業務リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。それにより、公認会計士等は、意見表明の基礎となる結論を導くことができる。(A11項からA15項参照)

分別管理の法令等遵守に関するリスクの識別と評価

21. 公認会計士等は、分別管理において経営者報告書の虚偽表示の原因となる法令等非遵守が発生する可能性に着眼したリスクを識別し評価する基礎を得るために、リスク評価手続を実施しなければならない。
22. 公認会計士等は、企業及び企業環境に起因した法令等非遵守が発生する可能性に着眼しリスクを評価するために、企業及び企業環境の全般的な理解を行わなければならない。
23. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務における固有リスクを評価するに当たっては、経営者の主張に対する保証業務に特有と思われる以下の項目に関しても考慮しなければならない。
- ・ 分別管理の法令等の適用に際しての複雑性
 - ・ 分別管理の法令等遵守に関する保証業務の対象期間
 - ・ 過去の分別管理の法令等遵守状況
 - ・ 分別管理の法令等非遵守が発生している場合の潜在的な影響
24. 公認会計士等は、統制リスクを評価するため、保証業務計画の策定に際して、分別管理の内部統制の状況を理解して統制リスクを暫定的に評価し、その統制リスクの程度に相応した運用評価手続を実施して、分別管理の内部統制の整備・運用状況の有効性を確かめなければならない。その上で、分別管理の内部統制の有効性の程度に応じ、法令等遵守に対する実証手続の種類、時期及び範囲を決定する。公認会計士等は、内部統制に依拠しない場合においても、内部統制について理解しなければならない。(A7項及びA16項参照)

十分かつ適切な証拠の入手

25. 公認会計士等は、保証業務計画の策定において計画した手続を実施し、分別管理の法令等遵守に関する保証業務の結論の形成に足る基礎を得るための十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。十分かつ適切な証拠を入手するための具体的な手続

及び入手した証拠の評価は、公認会計士等が、個々の保証業務の実情に応じて、職業的専門家としての判断を基に、個別に決定しなければならない。(A17項参照)

26. 公認会計士等は、ある情報源から入手した証拠が他の情報源から入手した証拠と矛盾する場合、その矛盾を解消するため、どのような保証手続を変更又は追加して実施するか検討しなければならない。(A18項参照)

27. 公認会計士等は、規制当局及び投資信託協会等による分別管理の法令等遵守に関する主要な検査結果や検査に関する直販会社との間のコミュニケーションについて閲覧を行わなければならない。また、検査が終了していない状況でも必要と認められる場合には、規制当局及び投資信託協会等に対して検査の状況についての質問を行わなければならない。

他者の作業の利用

28. 公認会計士等が、他者の作業を利用して、保証報告書を提出する場合には、他者の信頼性及び独立性の検討を行い、また、他者の作業の妥当性の評価のための手続を実施しなければならない。(A19項参照)

重要性の判断

29. 保証手続の種類、実施時期及び範囲を決定する場合を含む、保証業務の計画、実施及び結論の表明に当たっては、重要性を考慮しなければならない。(A20項参照)

経営者確認書の入手

30. 公認会計士等は、分別管理の法令等遵守に関する最終的な責任を有し、確認事項についての知識を有する経営者に対して、経営者が当該保証業務に関連すると認識している全ての情報を公認会計士等に提供した旨及び全ての関連する事項が経営者の主張に反映されていることを含む分別管理の法令等遵守の評価について、署名又は記名捺印をした経営者確認書を提出するように要請しなければならない。もし、それら以外にも経営者の主張に関連する他の証拠を裏付けるために必要と判断した事項がある場合には、その事項についても経営者確認書による確認を要請しなければならない。また、経営者確認書による確認事項が経営者の主張に対して重要な場合には、口頭又は書面による他の確認事項を含む他の入手した証拠との整合性や合理性を評価しなければならない。経営者確認書に署名又は記名捺印する者が当該事項について十分な情報を持っていると考えられるかどうかを検討しなければならない。経営者確認書入手の目的や確認事項等は、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」(以下「監基報580」という。)に記載されているものと基本的には同じである。

経営者確認書には、少なくとも以下の項目を記載しなければならないが、必要に応じて上記監基報580を参考に適宜確認事項を追加する。

- ・ 経営者報告書の作成責任は経営者にある旨
 - ・ 経営者は、分別管理の法令等を遵守する責任を有している旨
 - ・ 分別管理の法令等遵守のために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にある旨
 - ・ 経営者が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるために適切な手続を実施した旨
 - ・ 経営者の実施した分別管理の法令等遵守の評価の結果
 - ・ 経営者は、経営者の主張に関連すると認識している記録、文書及びその他の物を含む全ての情報を公認会計士等に提供した旨
 - ・ 経営者は、保証業務のために公認会計士等が要請した全ての情報を公認会計士等に提供した旨
 - ・ 経営者は、公認会計士等が証拠を入手するために必要と判断した役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会を提供した旨
 - ・ 分別管理の法令等遵守に影響を与える可能性のある内部統制の重要な欠陥等、法令等非遵守、不正及び訴訟事件等又はそれらの疑いのある事項を公認会計士等に対して全て報告した旨
 - ・ 分別管理の法令等遵守に重要な影響を及ぼす事象が、経営者確認書時点までに新たに生じているか否か（生じている場合には、その旨及び内容）
 - ・ 経営者の意思や判断に依存している重要な事項
 - ・ 行政官庁からの通告・指導等で分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える事項
 - ・ その他、公認会計士等が必要と認めて確認を求めた事項
- なお、以上の経営者確認書の文例については、付録2に記載している。

31. 経営者確認書の日付は、保証報告書の日付より後ではなく、できる限り近い日としなければならない。（A21項参照）

経営者確認書の信頼性に疑義がある場合

32. 公認会計士等は、経営者の能力、誠実性若しくは倫理観又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践について懸念がある場合、そのような懸念が口頭又は書面による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を判断しなければならない。
33. 特に、経営者確認書が他の証拠と矛盾する場合、公認会計士等は、問題を解消するための保証手続を実施しなければならない。公認会計士等は、問題が解消しない場合、経営者の能力、誠実性若しくは倫理観又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての評価を再検討し、それが口頭又は書面による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を判断しなければならない。
34. 公認会計士等は、経営者確認書に信頼性がないと判断した場合、監基報580の第19項の要求事項を考慮し、監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書におけ

る除外事項付意見」（以下「監基報705」という。）を参考にして、結論に及ぼす影響を判断することを含め、適切な措置を講じなければならない。

要請した事項の確認が得られない場合

35. 監基報580による取扱いと同様、公認会計士等が確認を要請した事項の全部又は一部について経営者から確認を得られない場合、公認会計士等は、以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 当該事項について経営者と協議すること。
- (2) 経営者の誠実性を再評価し、口頭又は書面による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を評価すること。
- (3) 監基報580の第19項の要求事項を考慮し、監基報705を参考に、結論への影響を判断することを含め、適切な措置を講じること。

保証報告書

36. 経営者報告書に記載された経営者の主張に対して、公認会計士等は結論を報告しなければならない。

公認会計士等は、当該保証報告書において、経営者報告書に記載された直販会社が、保証対象日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたか否かに係る経営者の主張が、分別管理の法令等遵守性の観点から全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているかどうかについての結論を報告しなければならない。

37. 分別管理の法令等遵守に関する保証報告書には、少なくとも以下の事項を記載する。

- ・ 表題（独立した公認会計士等である旨を含む。）
- ・ 報告書の日付
- ・ 宛先
- ・ 公認会計士等の事務所名並びに業務執行責任者の肩書（監査法人ではない場合は記載を要しない。）及び資格並びに氏名
- ・ 保証業務の目的及び保証対象（経営者の主張）
- ・ 経営者の責任
- ・ 公認会計士等の責任
- ・ 経営者の主張に対する結論
- ・ 保証手続は、法令等の遵守等に関する法律判断を提供しない旨
- ・ 保証業務固有の限界
- ・ 報告書の配布及び利用制限
- ・ 公認会計士等の利害関係の有無

なお、保証報告書の日付は、結論の報告に関する審査が完了した日以降の日付としなければならない。

38. 公認会計士等は、報告した結論に単独で責任を負うものであるため、肯定的結論の保証報告書において他者の作業を利用したことを記載してはならない。

公認会計士等は、除外事項を付した肯定的結論を報告する場合において、除外事項を付した肯定的結論とする理由に関連するために、保証報告書において他者の作業を利用したことに言及するときは、当該記載が結論に対する公認会計士等の責任を軽減しないことを保証報告書において示さなければならない。

39. 保証報告書において、報告する結論等の類型は、保証結果等に応じて以下のように分類される。

- ① 肯定的結論の報告
- ② 除外事項を付した肯定的結論の報告
- ③ 否定的結論の報告
- ④ 結論を報告しない

保証業務の結果、経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されていると結論を報告するに足る、十分かつ適切な証拠を入手した場合には、保証対象である経営者の主張に対して、①の肯定的結論の報告を行わなければならない。

しかし、経営者の主張に虚偽表示があり、当該虚偽表示の経営者報告書に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に重要ではないと判断するときは、②の除外事項を付した肯定的結論の報告を行わなければならない。一方、当該虚偽表示が経営者報告書に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に重要であると判断するときは、③の否定的結論の報告を行うこととなる。②又は③の報告を行うときは、経営者の主張に対する結論において、除外事項を付した結論又は否定的結論に至った虚偽表示の内容について記載しなければならない。

また、分別管理の法令等遵守に関する保証業務において範囲に関する制限が存在した場合、すなわち、重要な保証手続について実施することができなかった場合、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが経営者報告書に及ぼす可能性のある影響が重要ではないと判断するときは、②の除外事項を付した肯定的結論の報告を行わなければならない。しかし、経営者報告書に及ぼす可能性のある影響が重要であると判断するときは、結論を報告してはならない。このときは、分別管理の法令等遵守に関する結論を報告しない旨及びその理由を記載しなければならない。

なお、以上の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書の文例については、付録1に記載している。(A22項参照)

40. 公認会計士等は、経営者報告書の記載について強調する必要がある事項を保証報告書において情報として追記する場合には、結論の報告とは明確に区別しなければならない。

後発事象

41. 分別管理の法令等遵守の状況に影響をもたらす事象が、分別管理の法令等遵守の保証対象日の後、保証報告書の日（以下「保証報告書日」という。）までに発生した場合には、当該事象を分別管理の法令等遵守に関する保証業務の後発事象として取り扱わなければならない。

なお、公認会計士等は、保証報告書日後の経営者報告書に関して、何らの手続も実施する責任を負わない。（A23項参照）

42. 保証業務の後発事象は次のように分類される。

① 保証対象日の後、保証報告書日までに発生した事象で、保証対象日における分別管理の法令等遵守状況及び経営者の主張の記載に影響を与える可能性がある事象

公認会計士等は、保証対象日現在の分別管理の法令等遵守状況及び経営者の主張の記載に重要な影響を与えると判断される後発事象について認識し、当該事象が経営者報告書に適切に反映されていない場合は、保証報告書において、除外事項を付した肯定的結論又は否定的結論を報告しなければならない。また、認識した後発事象について、法令等遵守に対する影響が予測できない場合には、結論を報告してはならない。

② 保証対象日の後、保証報告書日までに発生した事象で、保証対象日後の分別管理の法令等遵守に影響を与える事象

公認会計士等は、保証対象日現在の分別管理の法令等遵守には影響を与えないが、その後生じた状況に関連した保証対象日後の法令等遵守に影響を与える後発事象について認識した場合において、当該後発事象が経営者報告書に記載されており、法令等遵守に与える影響が重要であると公認会計士等が判断したときには、保証報告書において、その事象及びその影響について利用者の注意を喚起するための追記情報を記載しなければならない。

公認会計士等が特に追記情報として記載する必要があると判断した重要な後発事象が、経営者報告書に記載されていない場合には、記載を求めなければならない。当該記載がない場合又は当該記載が不十分な場合には、保証報告書において、除外事項を付した肯定的結論を報告するか、結論を報告しない。

保証報告書の利用方法、配布及び利用制限

43. 財務諸表監査において、監査対象である財務諸表と監査報告書が同一の書類に含まれて利用されているのと同様に、顧客資産の分別管理に関する経営者報告書と保証報告書は、併せて利用されるようにしなければならない。（A24項参照）

44. 本実務指針に基づく保証報告書は、財務諸表監査の監査報告書が広範囲の利害関係者によって利用されるのと対照的に、契約当事者である直販会社と投資信託協会に配布及び利用の対象者は限定される。したがって、業務委託者との契約書及び保証報告

書上、配布及び利用の制限を明記しなければならない。ただし、直販会社と投資信託協会以外にも、別の法律等により関係当局に提出が求められている場合等の様々なケースが考えられるため、実態に合わせて記載する。なお、保証報告書の発行の事実に関する言及及び引用についても、原則として容認してはならない。(A24項参照)

その他の記載内容

45. 公認会計士等は、保証業務を行った経営者報告書及び保証報告書が含まれる文書におけるその他の記載内容との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。(A25項参照)

《Ⅲ 適用指針》

適用範囲

A1. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務に適用される法令等は以下のとおりである。

- ・ 口座管理機関に関する命令第2条第1号
- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

A2. 直販会社の経営者は、直販会社が分別管理の法令等を遵守することを確保する責任を有する。その責任には以下のことが含まれる。

- ・ 適用される分別管理の法令等を識別すること。
- ・ 分別管理の法令等を遵守することにつき合理的保証を与える内部統制を整備し、運用すること。
- ・ 分別管理の法令等遵守状況を評価し監視すること。
- ・ 分別管理の法令等の要求を満足させる報告書、帳簿等を特定すること。

なお、経営者による分別管理の法令等遵守の評価には、様々な方針、手続及び規則等に関連する文書化の状況の評価も含まれる。

A3. 直販会社の経営者がA2項で述べた分別管理の法令等遵守について、有効な内部統制を整備及び運用する責任のあることを認識し、かつ、評価していることは、公認会計士等が本実務指針に基づく業務を受託する際の前提となることに留意が必要である。なお、本実務指針で規定する業務における、当該事項以外の受託の前提は、第13項に記載がある。

背景

A4. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務は、公認会計士等が、経営者の主張に対し、全ての重要な点において、適正に記載されているという高い水準の保証を提供するものではあるが、絶対的な保証を提供するものではない。これは、経営者の主張には判断に基づく情報が含まれていること、保証業務が原則として試査により実施されること、内部統制には状況によっては機能しないという限界があること、公認会計士等が入手する証拠の多くは説得力のあるものではあっても絶対的なものではないこと、また、証拠の入手及び評価において公認会計士等の判断が入ることから、例え適切な保証業務計画を策定し適切に保証業務を実施しても、経営者の主張に対し絶対的な保証を与えることはできないものであるためである。

調書

A5. 調書を保存する場合、保証業務の対象の直販会社に関する守秘義務に十分留意する必要がある。なお、調書の作成に当たっては、監査基準委員会報告書230「監査調書」を参考にする。

保証業務計画の策定

A6. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務の計画を策定する際には、公認会計士等は、以下の項目を考慮して、分別管理の法令等を十分に理解することが重要である。

- ・ 証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引業者等検査マニュアル」
- ・ 分別管理の法令等遵守に関する規制当局の指導及び投資信託協会等の会員通知等
- ・ 過去の同様の保証業務から得た分別管理の法令等に関する知識
- ・ 直販会社の役職員又は規制当局及び投資信託協会・弁護士等の外部の専門家とのディスカッション等から得た分別管理の法令等に関する知識

A7. 保証業務計画を策定する場合には、財務諸表監査における監査計画に関する指針である監査基準委員会報告書300「監査計画」を参考にする。

分別管理の法令等遵守に関連する内部統制を理解する際の手続及びリスク評価手続については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（平成23年3月30日企業会計審議会）における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下「内部統制基準」という。）、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」及び監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を参考にする。

運用評価手続を含むリスク対応手続については、監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」を参考にする。

委託業務の内部統制の有効性の評価については、監査基準委員会報告書402「業務

を委託している企業の監査上の考慮事項」を参考にする。

A8. 我が国では、内部統制基準において、内部統制の基本的枠組みが整理されている。内部統制基準では、「内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。」としている。

また、経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、内部統制の目的を達成するため、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要がある。それぞれの目的を達成するには、全ての基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的の全てに必要となる関係にある。

内部統制基準は、我が国における内部統制の定義及び概念的枠組みを示しており、本業務においても、適用される規準の基礎として利用することが重要である。

A9. 内部統制の基本的枠組みはA8項のとおりであるが、分別管理の内部統制とは、事業活動に関わる法令等のうち、分別管理の法令等を遵守することを目的として、直販会社内の全ての者によって遂行されるプロセスである

この分別管理の内部統制に関する枠組みについては、投資信託協会が当協会と協議して作成した「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」を同会の会員宛てに通知している。

これは、直販会社が顧客資産の分別管理に関する法令等を遵守するための方針、手続の円滑な整備及び運用の指針として取りまとめたものである。各直販会社において、このフレームワークを指針として、各直販会社の置かれた環境や事業の特性及び規模等を踏まえ、経営者自らが、分別管理に係る内部統制を整備し、運用するに当たり、内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るように工夫すべきとされている。

したがって、公認会計士等は、通常、分別管理の法令等遵守に関する保証業務において、このフレームワークを利用する。

A10. 内部統制は、その目的の達成について、合理的な保証を提供するために整備、運用されるものであり、内部統制には次のような固有の限界があるために、絶対的な保証を提供することはできない。

- ・ 内部統制担当者の判断の誤り、不注意、不十分な理解により内部統制からの逸脱が生じたり、内部統制が機能しなくなること。
- ・ 内部統制を設定した当初は想定していない取引が生じた場合には対応できないこと。
- ・ 内部統制担当者等の共謀により内部統制の機能を無効ならしめること。

- ・ 経営者や部門責任者等の内部統制責任者自身が、内部統制を無視することによりその機能を無効ならしめること。

保証業務リスク

A11. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務における保証業務リスクには、公認会計士等が直接的に影響を及ぼさない直販会社側のリスクと公認会計士等が直接的に影響を及ぼす発見リスクとがある。

直販会社側のリスクは、固有リスクと統制リスクから構成される。公認会計士等は、リスク評価に必要な情報を入手するための保証手続と、保証の過程を通じて入手される証拠に基づいて、リスク評価を行う。リスク評価は、正確に測定できるものではなく、職業的専門家としての判断に係る事項である。

A12. 統制リスクは、分別管理に関連する内部統制のデザインと運用状況の有効性により影響を受ける。内部統制には固有の限界があることから、統制リスクは常に存在する。

A13. 本実務指針では、固有リスクと統制リスクは、別々に評価するのではなく、両者を合わせて分別管理において経営者報告書の虚偽表示の原因となる法令等非遵守が発生する可能性に着眼して、リスクを評価することとしている。ただし、固有リスクと統制リスクを別々に評価することもできる。

固有リスクと統制リスクの評価は、百分率などのような数量によることもでき、また、「高い」、「中位」又は「低い」というような定性的な評価によることもできる。いずれの場合においても、公認会計士等にとって重要なことは、保証業務計画策定の前提として、適切なリスク評価を行うことである。

A14. 発見リスクは、保証業務リスクを合理的に低い水準に抑えるために公認会計士等が実施する保証手続、その実施の時期及び範囲に関係している。保証業務リスクを一定水準にするためには、設定する発見リスクの水準は、分別管理に法令等非遵守が発生する可能性に着眼したリスクの評価と逆の関係になる。例えば、公認会計士等は、分別管理において経営者報告書の虚偽表示の原因となる法令等非遵守が発生する可能性が高いために、経営者報告書に重要な虚偽表示が行われるリスクの程度が高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低く設定する必要がある、公認会計士等は、より確かな心証が得られる証拠を入手する必要がある。

A15. 発見リスクは、実施した保証手続の有効性によって影響を受ける。

以下の事項は、実施した保証手続の有効性を高め、公認会計士等が不適切な保証手続を選択したり、保証手続の適用を誤ったり、その結果を誤って解釈したりする可能性を抑えるのに役立つ。

- ・ 適切な保証業務計画の策定
- ・ 保証業務チームのメンバーの適切な配置

- ・ 職業的懐疑心の保持
- ・ 適切な監督の実施と調書の査閲

保証業務の固有の限界のため、公認会計士等は、発見リスクを抑えることはできても、それをなくすことはできない。したがって、発見リスクは常に存在する。

分別管理の法令等遵守に関するリスクの識別と評価

A16. 分別管理の法令等遵守に関する保証業務における内部統制の理解及び有効性の評価は、経営者の主張に対して結論の報告を行うために、①発生する可能性のある法令等非遵守のタイプを明確にする、②法令等非遵守の発生の可能性に影響を与える要因及びその程度を検討する、③経営者による分別管理の法令等遵守に関する内部統制の評価の理解を行う、④必要な保証手続（運用評価手続及び実証手続の両方を指す。）の種類、実施時期及び範囲を決定する目的のために行うものである。

十分かつ適切な証拠の入手

A17. 入手すべき証拠又はその組合せを決定する際には、以下の点に留意する。

- ・ 直販会社から独立した情報源から入手した証拠は、直販会社から入手した証拠より証明力が強い。
- ・ 直販会社で作成される証拠は、内部統制が有効なときには証明力が強い。
- ・ 公認会計士等が直接入手した証拠（例えば、内部統制の運用についての観察により入手した証拠）は、間接的又は推測によって入手する証拠（例えば、内部統制の運用についての質問により入手した証拠）よりも、証明力が強い。
- ・ 証拠は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体であろうと、文書化されたものの方が、口頭で得たものよりも証明力が強い。
- ・ 原本によって提供された証拠は、コピーやファックス、フィルム化、デジタル化その他の方法で電子媒体に変換された文書によって提供された証拠よりも、証明力が強い。原本以外の文書の信頼性は、その作成と管理に関する内部統制に依存することがある。

A18. 複数の情報源から入手した証拠又は異なる種類の証拠が相互に矛盾しない場合には、通常、個々の証拠より高い心証を得られる。一方、複数の情報源から入手した証拠又は異なる種類の証拠に矛盾がある場合には、証明力が低い場合もある。例えば、直販会社から独立した情報源から入手した情報が裏付けとなる場合、経営者による陳述から得られた心証が一層確かなものになる。

十分かつ適切な証拠の入手に関しては、財務諸表監査における十分かつ適切な監査証拠の入手に関する監査基準委員会報告書500「監査証拠」を参考にする。

さらに、公認会計士等がサンプリングの手法を用いて保証手続を実施する場合には、監査基準委員会報告書530「監査サンプリング」を参考にする。

他者の作業の利用

A19. 他者の作業の利用については、監査基準委員会報告書600「グループ監査」、監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」及び監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」を参考にする。

重要性の判断

A20. 顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務の重要性は、顧客資産に与える影響を基礎として考えることが適切であり、顧客資産に重要な影響を与えると合理的に見込まれる場合には重要性があると判断することになる。

直販会社が、ある顧客の資産を分別管理できていないときに顧客から返還の要請を受けた場合、自己資金により補填し返還することが想定されるため、直販会社が自己資金によっても返還できないような事態に陥ったときに顧客資産は毀損し、実際に影響を与えることになる。このように、顧客資産に重要な影響を与えるかどうかは、顧客資産を分別管理し、必要なときに全て返還するという直販会社としての責任を果たせるかどうかにつながってくるため、直販会社の財務状況は、顧客資産に重要な影響を与えるかどうかを判断するための重要な要素である。このことから、顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務の重要性を設定するに当たり、財務諸表監査において利用されている重要性の考え方を踏襲することが考えられる。

結論の表明に当たっての重要性は、金額的重要性に加えて、質的な重要性も勘案する。適切な分別管理を行うために必要な社内規定の整備や管理体制が不十分であることに起因するような法令等非遵守は、質的に重要性があると考えることが適切であり、質的な重要性がない法令等非遵守は極めて限定的である。

重要性については、監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」及び監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」を参考にする。

なお、公認会計士等は法律の専門家ではないため、発見事項の法律的な判断は、通常、行わない。

経営者確認書の入手

A21. 公認会計士等は、保証報告書の日付までに発生した事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、保証報告書の日付とする。

保証報告書

A22. 第39項①の肯定的結論の報告を行う場合とは、法令等非遵守が発生しておらず、法令等を遵守して分別管理していた旨の経営者の主張が表明される場合のみならず、

法令等非遵守が発生しており、法令等を遵守して分別管理をしていなかった旨の経営者の主張が表明されており、当該法令等非遵守の内容が記述されている場合（付録1(2)参照）もある。また、第39項②の除外事項を付した肯定的結論の報告を行う場合とは、法令等非遵守が発生しているにもかかわらず、法令等を遵守して分別管理していた旨の経営者の主張が表明される場合に、その法令等非遵守が金額的にも質的にも重要ではない場合（A20項及び付録1(3)参照）がある。一方、第39項③の否定的結論の報告を行う場合には、法令等非遵守が発生しているにもかかわらず、法令等を遵守して分別管理していた旨の経営者の主張が表明される場合に、その法令等非遵守が金額的には重要ではないが質的には重要である場合又は金額的にも質的にも重要である場合（付録1(4)参照）がある。

これらの法令等非遵守が発生している場合の取扱いを表に示すと以下のとおりである。

	経営者報告書に法令等非遵守の内容を記載し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明している場合	経営者報告書において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明している場合	
		質的重要性なし	質的重要性あり
発見された法令等非遵守が金額的重要性を下回る場合	肯定的結論の報告 (付録1(2))	除外事項を付した肯定的結論の報告 (付録1(3))	否定的結論の報告 (付録1(4))
発見された法令等非遵守が金額的重要性以上である場合		否定的結論の報告 (付録1(4))	

後発事象

A23. 後発事象に関する公認会計士等による検討は、監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」を参照することが有用である。

公認会計士等は、保証対象日から保証報告書日までの期間について、分別管理の法令等遵守の状況について追加の情報を提供する事象を発見するために、財務諸表監査における後発事象の監査人による検討を参照して実施する手続に加え、通常、内部監査人への質問や規制当局及び投資信託協会等の報告書の閲覧等の手続を実施する。

保証報告書の利用方法、配布及び利用制限

A24. 直販会社が経営者報告書と保証報告書の開示を行う場合は、当該保証業務を実施した公認会計士等が開示しても差し支えないと判断し承認した場合に限り、契約当事者である直販会社が開示できるものとする。また、その場合には、経営者報告書と保証報告書は、併せて利用されるため、経営者報告書と本実務指針に基づく保証報告書を併せて開示することが適切である。

その他の記載内容

A25. 保証業務を行った経営者報告書及び保証報告書が含まれる文書におけるその他の記載内容との重要な相違に対する検討は、監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」を参照することが有用である。

《IV 適用》

- ・ 本実務指針は、平成30年3月31日以後の日を保証対象日として実施する分別管理の法令等遵守に関する保証業務から適用する。

《V 付録》

付録1 分別管理の法令等遵守に関する保証報告書の文例

(1) 肯定的結論の場合の文例

独立した監査法人（注1）の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇 印

社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇 印

当監査法人（注3）は、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注4）の規定に基づき、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に準じて、分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、平成×年×月×日現在において、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注5）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注7）
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令等を遵守して顧客資産の分別管理を行い、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人（注3）の責任

当監査法人（注3）は、独立の立場から、会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人（注3）は、合理的保証業務の結果として、結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

結論

当監査法人（注3）は、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているものと認める。

業務固有の限界並びに配布及び利用制限

当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、会社による法令等の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と投資信託協会のみを利用者として想定しており、会社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は代表社員及び社員（注3）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）業務実施者が公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。

（注2）業務執行責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注3）業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。

（注4）任意監査の場合には、「一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項」とする。

(注5) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。

(注6) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。

(注7) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3」とする。

(注8) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(2) 肯定的結論と分別管理の法令等遵守における非遵守を追記情報として付した場合の文例

独立した監査法人（注1）の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

当監査法人（注3）は、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注4）の規定に基づき、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に準じて、分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、平成×年×月×日現在において、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注5）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していなかったという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注7）
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令等を遵守して顧客資産の分別管理を行い、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人（注3）の責任

当監査法人（注3）は、独立の立場から、会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管

理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人（注3）は、合理的保証業務の結果として、結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

結論

当監査法人（注3）は、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているものと認める。

強調事項

経営者報告書に記載のとおり、[経営者報告書に記載されている法令等非遵守の内容を記述する。]

業務固有の限界並びに配布及び利用制限

当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、会社による法令等の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と投資信託協会のみを利用者として想定しており、会社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は代表社員及び社員（注3）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）業務実施者が公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。

（注2）業務執行責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

- (注3) 業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。
- (注4) 任意監査の場合には、「一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項」とする。
- (注5) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。
- (注6) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。
- (注7) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3」とする。
- (注8) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(3) 分別管理の法令等遵守における非遵守を除外事項として付した結論の場合の文例

独立した監査法人（注1）の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

当監査法人（注3）は、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注4）の規定に基づき、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に準じて、分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、平成×年×月×日現在において、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注5）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注7）
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令等を遵守して顧客資産の分別管理を行い、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人（注3）の責任

当監査法人（注3）は、独立の立場から、会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人（注3）は、合理的保証業務の結果として、限定付肯定的結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

限定付肯定的結論の根拠

[限定付肯定的結論の根拠について記述する。]

限定付肯定的結論

当監査法人（注3）は、「限定付肯定的結論の根拠」に記載した事項の経営者の主張に及ぼす影響を除いて、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているものと認める。

業務固有の限界並びに配布及び利用制限

当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、会社による法令等の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と投資信託協会のみを利用者として想定しており、会社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は代表社員及び社員（注3）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）業務実施者が公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。

（注2）業務執行責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注3）業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。

- (注4) 任意監査の場合には、「一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項」とする。
- (注5) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。
- (注6) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。
- (注7) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3」とする。
- (注8) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(4) 分別管理の法令等遵守における非遵守を理由とする否定的結論の場合の文例

独立した監査法人（注1）の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

当監査法人（注3）は、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注4）の規定に基づき、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に準じて、分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、平成×年×月×日現在において、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注5）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注7）
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令等を遵守して顧客資産の分別管理を行い、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人（注3）の責任

当監査法人（注3）は、独立の立場から、会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人（注3）は、合理的保証業務の結果として、否定的結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

否定的結論の根拠

[否定的結論の根拠について記述する。]

否定的結論

当監査法人（注3）は、「否定的結論の根拠」に記載した事項の経営者の主張に及ぼす影響の重要性に鑑み、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、法令等に準拠して記載されておらず、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったものと認める。

業務固有の限界並びに配布及び利用制限

当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、会社による法令等の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と投資信託協会のみを利用者として想定しており、会社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は代表社員及び社員（注3）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）業務実施者が公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。

（注2）業務執行責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注3）業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。

- (注4) 任意監査の場合には、「一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項」とする。
- (注5) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。
- (注6) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。
- (注7) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3」とする。
- (注8) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(5) 分別管理の法令等遵守に関する保証業務において手続に重要な制限を課されたことを除外事項として付した結論の場合の文例

独立した監査法人（注1）の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

当監査法人（注3）は、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注4）の規定に基づき、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に準じて、分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、平成×年×月×日現在において、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注5）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注7）
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令等を遵守して顧客資産の分別管理を行い、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人（注3）の責任

当監査法人（注3）は、独立の立場から、会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管

理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注3）は、下記事項を除き、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人（注3）は、合理的保証業務の結果として、限定付肯定的結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

限定付肯定的結論の根拠

[実施できなかった重要な手続について記述する。]

したがって、当監査法人（注3）は、これらの事項が経営者の主張に影響を及ぼすかどうかについて判断することができなかった。

限定付肯定的結論

当監査法人（注3）は、「限定付肯定的結論の根拠」に記載した事項の経営者の主張に及ぼす可能性のある影響を除き、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているものと認める。

業務固有の限界並びに配布及び利用制限

当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、会社による法令等の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人（注3）が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と投資信託協会のみを利用者として想定しており、会社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は代表社員及び社員（注3）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 業務実施者が公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。
- (注2) 業務執行責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。
- (注3) 業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。
- (注4) 任意監査の場合には、「一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項」とする。
- (注5) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。
- (注6) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。
- (注7) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3」とする。
- (注8) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(6) 分別管理の法令等遵守に関する保証業務において手続に重要な制限を課されたため結論を報告しない場合の文例

独立した監査法人（注1）の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

社員（注2） 公認会計士 〇〇〇〇印

当監査法人（注3）は、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注4）の規定に基づき、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に準じて、分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、平成×年×月×日現在において、口座管理機関に関する命令第2条第1号（注5）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行うことを依頼された。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注6）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注7）
- ・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令等を遵守して顧客資産の分別管理を行い、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注8）に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人（注3）の責任

当監査法人（注3）は、独立の立場から、日本公認会計士協会の定める業種別委員会

実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して、会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

しかしながら、「結論不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人（注3）は、結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。

結論不表明の根拠

[手続の範囲の制限について記述する。]

このため、経営者の主張に対する結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。

結論不表明

当監査法人（注3）は、「結論不表明の根拠」に記載した事項の経営者の主張に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することができなかったため、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が法令等に準拠して記載されているかどうかについて結論を報告しない。

配布及び利用制限

本報告書は、会社と投資信託協会のみを利用者として想定しており、会社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は代表社員及び社員（注3）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）業務実施者が公認会計士の場合には、「独立した公認会計士」とする。

（注2）業務執行責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注3）業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。

（注4）任意監査の場合には、「一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の受益証券等の直接募集等に関する規則第12条第2項」とする。

（注5）任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。

（注6）任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。

(注7) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3」とする。

(注8) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(7) 保証対象日現在の分別管理の法令等遵守には影響を与えないが、保証対象日後の分別管理の法令等遵守に影響を与える後発事象について追記情報を記載する場合の文例

(省略)

結論

当監査法人（注）は、会社が平成×年×月×日現在において、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令等に準拠して記載されているものと認める。

強調事項

経営者報告書の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成×年×月×日付けで会社を存続会社とし〇〇株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。当該事項は当監査法人（注）の結論に影響を及ぼすものではない。

(省略)

(注) 業務実施者が監査法人ではない場合には、「私たち」とする。

付録2 経営者確認書の文例

以下は文例であり、適宜、適切に修正して利用することが想定されている。

平成×年×月×日
〇〇監査法人 代表社員 公認会計士 〇〇〇〇殿
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 分別管理責任者 (注1) (署名) (又は記名捺印)
<p>当社の平成×年×月×日現在の分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）の合理的保証に関連して、下記のとおりであることを確認いたします。また、経営者報告書の作成責任は、経営者にあることを承知しております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 口座管理機関に関する命令第2条第1号（注2）に基づき、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注3）に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）の規則等（以下「法令等」という。）を遵守する責任は経営者にあることを承知しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項（注3）・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条、第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3（注4）・ 平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号・ 受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注5）・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則 <p>2. 顧客資産の分別管理を行う責任並びに法令等遵守のために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。</p> <p>3. 当社は、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるため適切な手続を実施いたしました。</p>

4. 上記の適切な手続を実施した結果、平成×年×月×日現在において、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたと判断しており、経営者報告書は受益証券等の直接募集等に関する規則第11条及び第12条（注5）に準拠して作成しています。
5. 当社は、貴監査法人から要請のあった次の書類及び経営者報告書に記載の事項に関連すると認識している記録、文書及びその他の物を含む全ての情報を貴監査法人に提示いたしました。
- (1) 顧客資産の分別管理の法令等遵守に関連する文書・資料
 - (2) 株主総会、取締役会及び経営会議や常務会等の重要な会議の議事録（本日現在開催済みで議事録未作成の場合はその要旨の記録を含む。）
6. 当社は、貴監査法人が必要と判断した人物への無制限のアクセスを提供しました。
7. 分別管理の法令等遵守に影響を与える可能性のある役員又は使用人が責任を負うべき内部統制の重要な欠陥等、法令等非遵守、不正、訴訟事件等若しくはそれらの疑いがある事項又は未修正の誤謬は以下を除きありません。
-
8. 顧客資産の分別管理の法令等遵守に重要な影響を及ぼす後発事象は以下を除きありません。
-
9. 様々な解釈をし得る法令等に基づく要求の解釈についての責任は、当社にあることを承知しております。
10. 次に該当する事項はありません。
- (1) 行政官庁等の規制当局からの通告・指導等で、顧客資産の分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える事項
 - (2) 顧客資産の分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える経営者の意思や判断に依存している事項
11. 当社の平成×年×月×日現在の経営者報告書の合理的保証に関連して、さきに、当社が貴監査法人に提出いたしました会社法監査（平成×年×月×日）及び金融商品取引法監査（平成×年×月×日）に係る経営者確認書の内容を変更すべき事項は、本日までの間に（以下の事項を除き）発生しておりません（注6）。

12. 顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証報告書(以下「保証報告書」という。)が当社及び投資信託協会以外に配布及び利用されるべきものではないことを承知しております。また、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」に規定された方法以外での開示は行いません。
13. 顧客資産の分別管理の法令等遵守に関連する記録(会計記録を含む。)に、適切に記録していない重要な取引等はありません。
14. 当社の従業員、元従業員、投資家、行政官庁等の規制当局又はその他の者から入手した、顧客資産の分別管理の法令等遵守に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありませぬ。
15. 契約不履行の場合に顧客資産の分別管理の法令等遵守及びこれらに係る内部統制の有効性に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、全て遵守しております。
16. 経営者報告書に記載したものを除き、開示を必要とする事項はありません。
17. 【その他経営者の意思、判断に依存している、又は必要と認めた事項】

以 上

(注1) 分別管理責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

(注2) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号」とする。

(注3) 任意監査の場合には、「金融商品取引法第43条の2第2項」とする。

(注4) 任意監査の場合には、「金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条(ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。)及び第141条の3」とする。

(注5) 任意監査の場合には、「受益証券等の直接募集等に関する規則第12条」とする。

(注6) 会社法監査のみの場合には、金融商品取引法監査に関する部分の記述を削除する。

以 上